

那覇市公報

第1411号
毎月2回 1, 15日発行
発行所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例（秘書広報課）…………… 286

規 則

- 那覇市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則（秘書広報課）…………… 288
- 那覇市中心商店街にぎわい広場条例の施行期日を定める規則
（商工振興課）…………… 289
- 那覇市予算決算規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 290

告 示

- 「個人情報目的外利用等届出書」の公表について（総務課）…………… 290
- 那覇市税条例の一部を改正する条例の正誤について（総務課）…………… 291

公 告

- 建築協定の認可及び縦覧について（建築指導課）…………… 291

選挙管理委員会告示

- 選挙人名簿登録の抹消について…………… 292
- 選挙人名簿の縦覧場所について…………… 292
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 293

条 例

那覇市条例第25号

平成17年 4 月26日

公 布 済

那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市名誉市民条例の一部を改正する条例

那覇市名誉市民条例（1963年那覇市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する条件に該当する者が死亡したときは、同項の称号を追贈することができる。

第4条中「事績」を「氏名、事績等」に改める。

第5条の見出しを「(顕彰状及び名誉市民章)」に改め、同条中「那覇市名誉市民章」を「顕彰状及び那覇市名誉市民章」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項の規定により追贈するときは、顕彰状及び那覇市名誉市民章は、その遺族に贈呈する。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の那覇市名誉市民条例第2条第2項の規定は、平成17年4月1日から適用する。

規 則

那覇市規則第31号

平成17年 4 月26日

公 布 済

那覇市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市名誉市民条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市名誉市民条例施行規則（1964年那覇市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（登録）

第2条 名誉市民は、名誉市民台帳（第1号様式）に登録する。

（顕彰状及び名誉市民章）

第3条 条例第5条の規定による顕彰状は第2号様式のとおりとし、那覇市名誉市民章（以下「名誉市民章」という。）は第3号様式のとおりとする。

第1号様式を削り、第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第2条関係）」に、「現住所」を「住所」に改め、同様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日 那覇市長 印		顕彰状 殿	あなたは広く社会文化の向上発展に貢献せられその功績顕著なことを認め那覇市名誉市民条例の定めるところにより那覇市名誉市民の称号を贈りここにこれを顕彰します

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第3条関係）」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第5条関係）」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第5条関係）」に、「現住所」を「住所」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第32号

平成17年 5 月11日

公 布 済

那覇市中心商店街にぎわい広場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市中心商店街にぎわい広場条例の施行期日を定める規則

那覇市中心商店街にぎわい広場条例（平成17年那覇市条例第 3 号）の施行期日は、平成17年 5 月14日とする。

那覇市規則第33号

平成17年 5 月16日

那覇市予算決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市予算決算規則の一部を改正する規則

那覇市予算決算規則（1971年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3 (8) 支出に関すること。の項中「から第5号まで」を「及び第5号から第7号まで」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第25号
平成17年4月19日
掲 示 済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙略）

那覇市告示第26号
平成17年4月20日
掲 示 済

那覇市税条例の一部を改正する条例の正誤について

平成17年 3 月 31 日本庁揭示場揭示により公布 (平成17年 4 月 15 日那覇市公報第 1409 号登載) した那覇市条例第 23 号那覇市税条例の一部を改正する条例中、付則第 2 条 (市民税に関する経過措置) 第 8 項中「所得税法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第 号)」は、平成17年 3 月 31 日所得税法等の一部を改正する法律の公布により「所得税法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第 21 号)」と、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律 (平成17年法律第 号)」は、平成17年 4 月 13 日中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の公布により「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律 (平成17年法律第 30 号)」となったので告示する。

那覇市長 翁長 雄志

公 告

那覇市公告第 1 2 号

平成 17 年 4 月 21 日

掲 示 済

建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 7 3 条第 1 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 認可番号
第 1 号
- 2 認可年月日
平成 1 7 年 4 月 2 0 日
- 3 建築協定の名称
ピュアコート首里末吉ビュー建築協定
- 4 建築協定区域の地名地番
那覇市首里末吉町二丁目 167 番地他
- 5 建築協定書の縦覧場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘刈 2 - 3 - 1 新都心銘刈庁舎 5 F

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第4号
平成 1 7 年 5 月 6 日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 登録抹消者 大山 盛貴 他773名
- 2 登録抹消者リスト 選挙管理委員会にて保管
- 3 登録抹消条件 平成16年12月1日から同年12月31日までに転出した者及び職権消除された者
- 4 登録抹消者数 774名（男 417名 女 357名）

那覇市選挙管理委員会告示第5号
平成 1 7 年 5 月 1 6 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定により、平成17年6月3日（金）から同年6月7日（火）まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 6 号

平成 1 7 年 5 月 1 6 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 3 0 条の 7 第 1 項の規定により平成 1 7 年 6 月 3 日から平成 1 7 年 6 月 7 日までに縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那 覇 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 大 城 勝 夫

縦 覧 の 場 所

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階

那覇市選挙管理委員会事務局